

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第784号

2016年(平成28年)2月18日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

個人番号並びに通知カード及び個人番号カードに関する  
ことに係るコンピュータ処理について(答申)

2016年(平成28年)2月4日付けで諮問(第784号)された個人番号並びに通知カード及び個人番号カードに関することに係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことについては「3 審議会の判断理由」に述べるところにより適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

2015年(平成27年)10月5日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)が施行され、2016年(平成28年)1月からは個人番号カードの交付が開始されている。個人番号カードは住民基本台帳カードとは異なり、必ず顔写真が掲載され、多くの国民が日常的に様々な場面で本人確認書類として活用することが期待されている。個人番号カードに掲載される顔写真は、所持者のものであることはもとより、所持者との同一性を容易に識別できる適切なものとするのが重要であり、その同一性の判断は、カード申請時または交付時に窓口において目視及び顔認証システムによる判定を併せて行うこととなるが、判断にあたっては顔認証システムを積極的に活用することにより不適切である個人番号カードの発行を確実に防止するよう国が全市区町村に向け通知を発している。(総務省住民制度課より義務づけする旨の回

答を得ている)

そのことを受け、顔認証システム機器を利用する市民窓口センターに2台(本庁舎に1台、マイナンバー特設窓口)に1台)設置する。

この顔認証システムの利用に際しては、新たなコンピュータ処理を行うこととなるため、藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に意見を求めるものである。

(2) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の内容

申請者本人の画像と申請書またはカードに掲載されている顔写真とのシステムを利用した照合判定を行う。

なお、顔認証システムの機器構成は以下のとおりとなっている。

(ア) パソコン(セキュリティ確保の観点からスタンドアロン端末を利用)

(イ) 本人確認用ソフトウェア

(ウ) ウェブカメラ

(エ) スキャナ

イ コンピュータ処理をする個人情報

顔認証システムによりコンピュータ処理を行う個人情報は、撮影した画像情報のみであり、住所、氏名、性別、生年月日等の文字情報は取り扱わない。

ウ コンピュータ処理の必要性

不適切な個人番号カードの発行を確実に防止するため、個人番号カードの申請時または交付時に目視により申請者と申請書またはカードに添付されている写真との同一性が容易かつ確実に識別することができることを認め、申請者をウェブカメラで撮影するとともに、申請書またはカードに添付された写真をスキャナで読み込み、顔認証システムによる照合判定を行うものであり、コンピュータ処理が必要となるものである。

写真を撮影する際には、窓口職員が申請者に対し、撮影する目的及び撮影した画像は照合判定以外に利用せず保存されないことを説明のうえ本人同意を得て実施する。

エ 安全対策について

(ア) パソコン(スタンドアロン端末)は、ワイヤーロックまたは施錠できるキャビネ等に保管し、容易に持ち出せないようにする。

(イ) パソコン(スタンドアロン端末)の画面上で、ウェブカメラでの撮影画像及びスキャニング画像が当事者以外の来庁市民に見られないようにする。

(ウ) パソコン(スタンドアロン端末)には、顔認証システムに必要な機器(本人確認用ソフトウェア、ウェブカメラ、スキャナ)以外の搭載は、不可とする。

- (イ) パソコン（スタンドアロン端末）には，ウェブカメラでの撮影画像及びスキャニング画像は，データとしては保存しない。
- (オ) 顔認証システムの利用は，個人番号カード申請・交付事務に従事する市民窓口センター長が許可した者以外は認めない。
- (カ) システムの運用管理は，「藤沢市個人番号カード申請・交付窓口用顔認証システム運用規程」を遵守する。
- (キ) 個人情報とは，「藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）」の本旨に従い，適正に取り扱う。
- (ク) 日常的な安全対策として，「藤沢市コンピュータ管理運営規程」及び「藤沢市情報セキュリティポリシー」を遵守する。

(3) 実施時期

2016年（平成28年）3月1日から

(4) 提出書類

- ア 資料1 顔認証システムの活用についての事務連絡（総務省自治行政局住民制度課）
- イ 資料2 システム概要資料（「個人番号カード交付時における顔認証システムの活用について」）
- ウ 資料3 通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領及び質疑応答集（抜粋），通知文（総務省自治行政局長，総務省自治行政局住民制度課長）
- エ 資料4 藤沢市個人番号カード申請・交付窓口用顔認証システム運用規程
- オ 資料5 操作手引書
- カ 資料6 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は，コンピュータ処理を行うことについて，次に述べる理由により，審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では，不適切な個人番号カードの発行を確実に防止するため，個人番号カードの申請時または交付時に目視により申請者と申請書またはカードに添付されている写真との同一性が容易かつ確実に識別できると認められる場合を除き，申請者をウェブカメラで撮影するとともに，申請書またはカードに添付された写真をスキャナで読み込み，顔認証システムによる照合判定を行うものであり，コンピュータ処理が必要となるものであるとしている。

また，写真を撮影する際には，窓口職員が申請者に対し，撮影する目的及び撮影した画像は照合判定以外に利用せず保存されないことを説明のうえ本人同意を得て実施することである。

以上のことから判断すると，コンピュータ処理を行う必要性は認められる。

(2) 安全対策について

2 実施機関の説明要旨(2)安全対策工(ア)から(ク)までにおいて示す安全対策は、次のとおりである。

ア 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (オ)

イ 情報の漏えいを防止するための措置 (イ), (エ)

ウ 実施機関の安全対策を高めるための措置 (ア), (ウ), (カ)

エ 日常的な安全対策 (キ), (ク)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

ただし、藤沢市個人番号カード申請・交付窓口用顔認証システム運用規程について、目的において顔認証システムの使用目的と適用範囲を明確にすること及び顔認証システムの利用者を正職員に限定する旨明記すること並びにシステム機器の安全対策を明記することを条件とする。

以 上